

ひとり親世帯臨時特別給付金について

1 概要

新型コロナウイルス感染症との長期戦が見込まれる中、国の令和2年度第二次補正予算を受け、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯（児童扶養手当法に定める「養育者」を含む。）に対し、臨時特別給付金を支給する。

2 支給対象者

(1) 基本給付

ア 令和2年6月分の児童扶養手当受給者

イ 公的年金等（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全部停止の方

※児童扶養手当受給資格認定者だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測される方も対象

ウ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている方（新規の児童扶養手当受給資格者を含む）

(2) 追加給付

上記(1)基本給付ア又はイに該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

3 支給額

(1) 基本給付／1世帯あたり5万円、第2子以降一人あたり3万円

(2) 追加給付／1世帯あたり5万円

4 申請区分

	支給対象者	基本給付	追加給付
ア	令和2年6月分の児童扶養手当受給者	申請不要	要申請
イ	公的年金等受給者で児童扶養手当が全部停止の方	要申請	要申請
ウ	家計急変者で収入が児童扶養手当受給水準となった方	要申請	(対象外)

5 申請期間

令和2年8月3日（月）から令和2年11月30日（月）まで

6 支給方法

(1) 基本給付ア（申請不要）

本区から案内を発送し、辞退の申し出がない場合、児童扶養手当の指定口座に振り込む。（令和2年8月）

(2) 基本給付イ・ウ及び追加給付（要申請）

申請内容を確認し支給を決定した者に対し、通知送達後、翌月に指定口座に振り込む。

7 周知方法

区報（7/10号）、区ホームページ、個別通知※

※個別通知は、次の方に送付する。

- ・児童扶養手当受給資格者（全部停止も含む。）
- ・ひとり親世帯に関する他制度受給者のうち、本給付金の支給対象と見込まれる児童扶養手当未申請者（以下「他制度受給者」という。）

8 スケジュール

令和2年	6月	児童扶養手当受給資格者への個別通知発送 区ホームページに掲載
	7月	区報掲載
	8月	申請受付開始（基本給付イ・ウ及び追加給付） 他制度受給者への個別通知発送 給付金の支給開始（支給決定後、順次口座振込）
	9月	議会報告、補正予算
	11月末	申請受付期間終了
令和3年	2月末	口座振込手続き完了期限